受付についてよくいただくご質問への回答

Ｑ１：障害者職業センターは障害者手帳がないと利用できないのでしょうか？

――身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等に支援を必要とされる方であれば、手帳の有無を問わず利用できます。

Ｑ２：就職先のあっせんはしてもらえますか？

――障害者職業センターでは職業紹介はしていません。障害者職業センターでは、ハローワークと連携して、就職に必要な様々な支援を行います。

Ｑ３：電話相談は受けていただけないのでしょうか？

――就職に向けた相談は、それまでの職業歴、生活歴、就職を希望する背景、障害の状況等かなり込み入ったことを整理することが必要になります。電話相談では時間の制約もあるので十分な対応ができず、一般的な助言をさせていただくことが精一杯です。的確な相談を行うためにも障害者職業センターに来所いただいています。

Ｑ４：ハローワークを通さずに利用申し込みをしても良いですか？

――直接お申し込みいただいて構いません。ただし、ハローワークでの職業相談、職業紹介などを希望されている方は、ハローワークの担当者を通じて利用申し込みしていただくことをお勧めしています。

Ｑ５：センターの支援内容を知ってから利用を検討したいのですが？

　――これから就職を目指す方向けに障害者職業センターのサービス内容を説明する業務説明会を月２回１３時半から開催しています。障害者職業センターの利用を迷われている方や障害者職業センターの支援内容を知ってから利用を検討したい方も参加可能です（予約制）。

Ｑ６：初めて障害者職業センターを利用するのですが、予約をしてから相談に至るまでの流れはどうなっていますか？

――初めて障害者職業センターの利用を希望される場合、基本的には業務説明会をご案内しています。

ただし、例えばお仕事をされている方で日程の調整がつかない場合や通院日と重なる方など、業務説明会に参加することが難しい方については、個別に障害者職業センターの業務内容について説明させていただく機会を設定することも可能です。

また、関係機関の方からのご依頼の場合は、状況に応じて個別にご相談することもあります。

――業務説明会当日は全体説明をお聞きいただいた後、引き続き障害者職業センター

の利用を希望される方を対象に、ご希望の内容やその理由についてご確認しています。なお、当日はおひとり様15分程度お話をお聞かせ頂き、相談継続を希望される場合は改めて別日に相談します。

Ｑ７：初回相談時に持参するもの、用意するものはありますか？

――初回の相談時には、これまでの職歴や生活歴、障害（診断）内容や就職に向けてのご希望等をお聞きします。

　　これらのことをご説明いただく際に有効な資料（例えば履歴書や病院でもらった検査結果）がございましたらご持参下さい。必要に応じて皆さまの同意のもと、写しをとらせていただきたいと思います。

Ｑ８：精神障害があります。主治医とはまだ就労についての相談をしていませんが、センターで相談することができますか？

――精神障害のある方は、就職活動や就職後の職場適応において、主治医の継続的なケアが必要になります。このため、医療機関と就労支援機関が情報交換させていただき、無理がない働き方や職場に伝えた方が良いことを整理していくことが必要になります。このため、相談の過程で主治医の考えをお聞きしたり、情報交換をさせていただきますので、事前に主治医と就労についての相談をしてから障害者職業センターの利用をお考え下さい。

Ｑ９：障害者の家族が本人の就職について悩んでいるのですが、家族だけで障害者職業センターを利用できますか？

――業務説明会については、ご家族だけでも参加いただけます。障害者センターのサービス内容をご家族が理解してからご本人に障害者職業センターの利用をお勧めになることが円滑な利用につながる場合も少なくありません。ご家族のお話しをお聞きして助言させていただくことも可能ですので、お気軽に業務説明会にご参加ください。